

一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めがあるもののほか、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構（以下「推進機構」という。）が実施する函館国際水産・海洋都市構想（以下「構想」という。）に関する事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、推進機構が実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理運営事業
- (2) 構想推進事業

(補助金の額)

第3条 補助金は、前条に規定する事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。